

平成 21 年度第 3 回島田市個人情報保護審議会議事要録

1 開催日時

平成 21 年 10 月 14 日（水）午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

2 出席者の氏名

(1) 審議会委員

恒川会長、太田委員、鈴木委員、田代委員、萩内委員、長谷川委員、藤田委員

(2) 事務局

小出総務課長、原田課長補佐、友野、野村

3 議事

(1) 個人情報取扱事務届出簿について

会	長	新規案件について、事務局から説明をお願いします。
事	務	(金谷庁舎周辺利用の整備促進に向けた意向調査について説明)
企	画	
A	委	調査期間が終了していますが、回収率はどのくらいですか。
企	画	回収率は、67.7%です。
A	委	調査対象者は、金谷地域が多いのですか。
企	画	全部で1,000人を対象に調査を実施しましたが、そのうち500人が金谷地区の人です。
B	委	では、残りの500人は金谷地区の人ではないのですね。
企	画	残り500人は、市内全域の人です。
B	委	金谷地区とその他の地区の人とでは、認識がだいぶ違うでしょう。
企	画	金谷地区の方だけの意見を収集した方がよいという意見もありましたが、やはり、市の公共施設であり金谷地区の方だけが使用する施設ではありませんので、市民全体の意見も聞く必要があると考えています。
会	長	庁舎ではないものにするということは、決まっているのです

		か。
企 画 課		<p>島田市総合計画の中では、支所機能を持つ地域コミュニティの整備として、五和地区に支所機能を持つ施設の建設を考えています。また、南支所がすでに開設しております。</p> <p>現在の金谷北支所は耐震性に問題があることから、他の支所機能を持つ施設の整備状況や住民の意向を踏まえた上で、安全性の確保などの観点から現在の金谷北支所の庁舎を解体し、新たな施設の整備を目指しています。</p>
C 委 員		<p>他の団体の会議で静岡市に行くことがあるのですが、その度に駐車場所のことが非常に気になります。駐車場のことについては、意見を収集していませんか。</p>
企 画 課		<p>駐車場については、今回の調査内容には含まれていません。</p>
会 長		<p>市民の意見を、直接聴いて取り入れることが増えてきています。この会議では、個人情報管理の観点から審議しますが、アンケート調査を実施するという事は、非常に良いことだと思います。</p> <p>跡地利用については、アンケートで収集した意見を参考にした上で庁内の検討委員会で決めるのですか。</p>
企 画 課		<p>基本的には金谷の自治会を窓口として検討しようと考えています。できれば今月、住民の皆さんを委員とした検討委員会を開催し、意見をまとめていただき、その上で市の方針を決めて行きたいと考えています。</p>
会 長		<p>それでは、本人の同意を得ずに住民基本台帳から個人情報を収集する点、それから、審議会の意見を聴いた上で収集する事について本人に通知しない点についてです。</p> <p>今回のアンケート調査では、「ご協力をお願い」のなかで、送付先の情報の収集について、記載されていますので本人への通知はされていると考えることもできます。</p> <p>個人情報保護条例第7条第4項で「審議会の意見を聞いて、本人以外から個人情報を収集したときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。」となっていますが、今回のアンケート調査は、その基準を満たしていると思うのですが。どう解釈したらよいですか。</p>

事務局	個人情報保護条例施行規則の様式第3号に「個人情報収集通知書」というものがあり、審議会の意見を聴いた上で本人以外から収集した場合には、この通知書の様式に従って通知をするようにと定められています。今回のアンケート調査では、収集したことについてお知らせはするのですが、正規の「個人情報収集通知書」を使用しての通知は行いませんので、このことについて審議会の意見を聴くという意味で、記しを付けさせていただきました。
会長	施行規則ですか。そうしますと、この様式を使って通知するケースというのはあるのですか。
事務局	実際にこの通知書を使用して通知するということは、ほとんど行っておりません。
D委員	この通知書が送られてきても、何のことかわからないですね。
事務局	この通知が突然、送られてきたら、逆に不安をあおってしまうおそれもあります。
会長	法律的には、この様式に則って通知しなければ、正式に通知したことにはならないということは確かです。 しかし、アンケート調査ご協力のお願いに、個人情報の収集について記載しているわけですから、ここをどう見るかということですね。念の為に審議会の意見を聴くということですね。
B委員	お願いの文書そのものが通知書に代わるものなのですね。このお願いの方が通知書よりわかりやすいですね。
会長	通知書の様式とは違いますが、このお願いの方がよりわかりやすく、通知書の様式により記載する事項も、問題はないわけですので、審議会の意見を聴くこともないのかなと思います。いかがいたしましょうか。この場で決めるとなると時間も取りますので、今回は、審議会の意見ということで承知はいたしますが、意見を聴かなくても良いのではないかとことです。
事務局	今後、この点については検討をしていきたいと思っております。

会	長	わかりました。それでは、本人以外からの収集及び本人へ通知しないことについて、それぞれ類型の9と3に該当するということでお認めします。
事 企 画	局 課	(島田市中心市街地交流拠点施設整備に関するアンケートについて説明)
会	長	議会には説明をして、予算付けをしていただいております。 現在、どのような機能を持たせようかと検討をしている段階で、事業の概要が固まっていないので、十分な周知までは行ってはおりません。ただし、事業者の方は、事業を進めておりますので、こちらも事業者のペースに合わせて検討を進めていきたいと考えています。
会	長	駅の北側の地区の整備について、法制度上の問題はないのですか。
企 画	課	今、考えている機能を中心地に持たせることについて、法制度上、問題となることはないのですが、中心地に図書館が入ってくることによって、既存の公共施設の改修・改築に影響が出ることは考えられます。
C	委 員	アンケート調査対象者が1,000人ということですが、中には地域活動に全く関心がない方もいると思います。逆に、施設を利用している団体などにアンケート調査を実施した方が、効果的だと思えますが。
企 画	課	児童関係団体については、児童課を通して意見を収集しますし、図書館については、専門委員会を設けて専門家や利用者の意見をまとめています。その他の市民団体についても、個別に意見を収集しています。
A	委 員	これだけの施設ができると、駐車場の問題が出てくると思いますが、どのように考えているのですか。
企 画	課	建物そのものにも駐車場があるのですが、これだけだと足りませんので、周辺の駐車場を利用してほしいと考えています。
C	委 員	中心市街地に人通りがほとんどないですからね。

企 画 課	できれば、健常な方でしたら駐車場から少し歩いていただいて、他のお店を覗いていただけたらと思います。
会 長	それでは、個人情報の本人以外からの収集と本人へ通知しないことについては、お認めいたします。
事 務 局 課	(行政情報受信ラジオ配布事業について説明)
C 委 員	対象者にラジオを配布したことについて、町内会長や自主防災委員にも情報を提供しないのですか。
企 画 課	誰にお渡ししたかという情報を伝えることはしませんが、どのような方を対象に配布をしていますということは、自治推進会議で案内させていただいて、対象者に申込みを促してもらうなどのご協力もお願いしようと考えています。
D 委 員	災害時要援護者台帳は、該当する方が自分で申し込んで登録してもらうものですか。ラジオ配布対象者でも、災害時要援護者台帳に登録されている人と登録されていない人がいるのですか。
企 画 課	はい、そうです。
D 委 員	台帳に載っていない方が、自分で電話をして申し込むということは、相当のフォローをしてあげる必要があると思います。
A 委 員	要援護者であっても災害時要援護者台帳への申請をしていない方がいるので、ご家族がいる方については、ご家族が申請してくれるといいのですが、民生委員としても災害時要援護者台帳があるということをお知らせしていく必要があるのかなと思います。
会 長	災害時要援護者台帳は、市民安全課が担当というお話がありました。
企 画 課	はい、災害時要援護者台帳は、市民安全課、福祉課、長寿介護課の連携で作成しております。
会 長	配布予定台数は、何台を考えているのですか。

企 画 課

今回の交付金で購入する台数が3,800個となっております。

自宅にラジオがある人は、この配布を受ける必要が無いということですね。

実際は、病気の方とか重い障害がある方が、自分の意思をはっきり表現することは難しいですが、本人以外が申込みをすることはありますね。

それでは、これについてはよろしいですか。ありがとうございました。

事 務 局
管 財 課

(インターネットを利用した公有財産の売却について説明)

会 長

インターネットオークションを利用した売却を実施している自治体は、結構、多いのでしょうか。

管 財 課

差押物件を売却したいということで始まった制度でもありますので、静岡県内では、県や滞納整理機構がすでに差押物件の売却を実施しておりますが、公有財産の売却については、県内でインターネットオークションを利用しているところはありません。

B 委 員

島田市も初めて実施するのですか。

管 財 課

初めてです。

会 長

インターネットオークションは、個人ではよく利用していますし、便利な制度ですね。

実際は、随契扱いになるのですか。競売りになるのですか。

管 財 課

公有財産については、すべて一般競争入札での売却でなければ売ることにはできませんので、競売をインターネットオークションで実施するにしても広報で実施するにしても、すべてどなたでも参加することができます。ただし、参加者は、未成年者や破産者でないことという制限が財務規則上ありますので、制限を満たしていれば、どなたでも参加することができます。もし、そこでお一人しか申込みがなくても、一般競争入札を実施したと判断します。

会	長	<p>セキュリティ一面は、大丈夫なのですか。</p> <p>オークションで落札したけれどもお金を払わないとか、あるいは成りすましで別の人のコードを使用して落札してお金を払わないということを聞きますが。</p>
管	財 課	<p>私どももその点を非常に心配しておりまして、色々調べたりもしましたが、最終的には、こちらが売り手ですので、入金がされなければ物をお渡ししないということになります。ですので、実際に被害が出るようなことはないと考えています。</p>
C	委 員	<p>現状、オークションでどのようなものを売却しようと考えているのですか。</p>
管	財 課	<p>官公庁オークションは、実際には入札に似た制度であるわけですが、年に5回、開催期間があります。今度、11月に島田市として初めて参加しますが、この時には、統廃合された学校の図書を出そうと考えています。その後、公用車を出すことも考えています。また、将来的には公売で出している土地についてもオークションに出そうと考えていまして、なかなか土地は売れないのですが、全国には欲しい方もいるかもしれないと考えています。</p>
会	長	<p>それでは、これは報告案件ですので、よろしければ終わりたいと思います。</p>
事	務 局	<p>(長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定について説明)</p>
管	財 課	
会	長	<p>長期優良住宅については、ハウスメーカーが対応している、あるいは対応するようにということなのですか。</p>
建	築 課	<p>認定基準の中に耐久性の項目があります。住宅性能表示基準に適合していることが条件となりまして、この認証を受けるには時間もお金もかかるため、これまで申請したのもも大手の住宅メーカーがほとんどです。中小のメーカーや個人事業者が認証を受けることは、難しいと思います。</p>
会	長	<p>住宅メーカーが申請して、自分たちが造って売るものはいくつものだと説明して認証を受けるということですか。</p>

建	築	課	<p>そうです。セールスポイントとしては、税法上の特典があるということになります。製造コストが高くなり、100万円で済んでいた部分に120万円かかるといったことになりますので、その部分が税法上の部分で補填されるという制度になります。</p>
B	委	員	<p>これは、麻生政権の時の経済対策の一環なのですか。</p>
建	築	課	<p>これは、福田内閣のときの政策で、これが引き継がれてきたものです。環境面から住宅の有り方自体についての問題を改善しようという部分と、経済対策としての部分もあります。住宅を建てる側にもメリットがあり、なおかつ環境問題を考慮したものです。</p> <p>今後、高品質の住宅を建築して中古で売買しようとする場合に、この住宅はどの部分がメンテナンスされているかを履歴として残るようにすることが目的となっています。</p>
B	委	員	<p>認定の取消しというものがありますね。計画段階での取消しはあると思いますが、建築後に取消しということがありえるのですか。</p>
建	築	課	<p>今のところ取消しは出されていませんが、経済的な理由から認定を一度は受けたがやはり取り消したいということが考えられます。</p>
B	委	員	<p>計画段階の取下げということになるのですね。 集合住宅は、対象にならないのですか。</p>
建	築	課	<p>集合住宅も対象になります。</p> <p>市で認定を行うものは、戸建の住宅です。それ以外のアパート、マンションについては、県が認定することになります。建物全体で認定を受ける場合がありますし、特定の階のみ認定を受けることも可能です。</p>
会	長		<p>認定は、県が行うのですか。</p>
建	築	課	<p>認定は、木造であれば500㎡以内は市で行いますし、木造以外であれば200㎡以内は市で認定します。それ以上の規模の建物については、県で認定します。</p>
会	長		<p>固定資産税を減らした分は、国が補填するのですか。</p>

建 築 課	補填については、わかりませんが。
会 長	それほどたいした額ではないのかもしれませんが、税金を減らす方は国で決めて、後は地方でがんばれというのでは困りますね。 それでは、これも報告案件ですが、他に質問がないようでしたら終わりたいと思います。 これで、新規案件については、すべて終了しました。
事 務 局 介 護 保 険 課	(変更案件；ふれあいコール事業事務について説明)
会 長	ふれあいコール事業の開始は、いつからですか。
介 護 保 険 課	もともと、旧金谷町で合併の前から行っていた事業でありまして、平成18年度から委託をしております。
会 長	地域包括支援センターは、社会福祉協議会の機関ですか。
介 護 保 険 課	いえ、地域包括支援センターは、介護保険法の中に定められておりまして、高齢者の相談や介護予防を担当しております。
A 委 員	緊急通報の場合は、第一通報者がいない場合は、第二通報者に連絡がいきますよね。これについても、第二通報者がいない場合には、どうされますか。
介 護 保 険 課	緊急通報の制度と、ふれあいコールの制度は別の制度ですので、緊急通報は緊急時、ふれあいコールは、緊急通報を入れるほどではない場合という住み分けをしています。 連絡方法については、今、携帯電話が普及してきていますので、携帯電話を利用する方法を考えています。
A 委 員	ふれあいコールは、昼間に自宅で一人きりになってしまう人は、対象外なのですか。
介 護 保 険 課	はい。対象外になります。
A 委 員	昼間に一人きりになってしまう人が、とても多いですよ。

会 長 | それでは、よろしいですか。ありがとうございました。

事 務 局 | (廃止案件；諏訪原城跡公有化事業について説明)

会 長 | はい、ありがとうございました。

○まとめ

新規審議案件 2 件について審議し、審議会として承認する。

新規報告案件 3 件、変更案件 1 件及び廃止案件 1 件について報告を受けた。

(2) 個人情報保護審議会の意見の種類の追加について

事 務 局 | (「表 2 本人以外からの個人情報の収集に係るもの」及び「表 4 個人情報の目的外利用又は外部提供に係るもの」について説明)

会 長 | 今日の新規届出簿にも、アンケート調査の案件がありましたけれども、本人以外から収集したことについての通知の省略については、表 3 の類型 3 になるわけですが、これについても、今回の追加事項と一緒に変更した方が良いとなるかもしれないということで、今日は、委員の皆さんに色々なご意見あるいは、質問を出していただくところから始めていきたいと思えます。

B 委 員 | 表 4 の案で、民生委員及び児童委員はわかるのですが、自治会長は、災害時要援護者台帳や敬老の日の名簿をいただいております。自治会長は、どこに当てはめていくのですか。

事 務 局 | 外部提供の相手に守秘義務が課せられているかどうかを考慮したものです。個人情報ですので、守秘義務が課せられていなくても守る必要はあるのですが、提供先を法的に罰則規定が課せられている人に絞らせていただきました。

B 委 員 | そうしますと、自治会長に提供したいといったときに、当然審議会にかけられますよね。その時に、どの類型に当てはめるのですか。

自治会長には、守秘義務は課せられていないのですか。

事 務 局 | 自治推進委員には守秘義務がありますが、職務が限定されていますので、自治会長に法的な守秘義務が課せられているわけではありません。

B 委 員 | そうしますと、要援護者台帳などを自治会長に提供することは

条例違反ということになりますよね。だけど、広域的な行事や防災の関係では、情報を提供していますよね。

事務局 災害時要援護者台帳については、本人の同意を得た上で、外部提供をしています。審議会の意見を聴かなければならない場合とは、本人の同意を得ないで提供する場合ですので、本人の同意を得た上で実施する場合は、条例上の問題はありません。

B 委員 同意を得た上で実施しているのですか。

事務局 要援護者台帳については、全員から同意を得ることが難しいということで担当課から何度か相談を受けていますが、現在は、本人の意志を確認した上で登録し提供しています。

A 委員 外部提供してもよろしいですかと記載された書類を、自宅で書いてもらって、台帳に登録することになります。

B 委員 毎年、防災委員長会議で要援護者台帳が更新されたということで、ちゃんと管理をしてくださいと渡されてくるんですね。これについて、苦情が来ないのかなと疑問だったのですが。

事務局 以前、島田市として災害時要援護者台帳を整備したいということで、個人情報取扱事務開始届出簿が、市民安全課、福祉課、当時の介護保険課から上がってきたときに、個人情報保護審議会の意見を聴いた上で市の判断で対象者すべてを抽出して台帳に登録して外部提供したいという素案で出したところ、当時の審議会の委員から、本人の意思を確認しないまま法的な守秘義務が課せられていない町内会長や自治会長に提供して良いのかという意見をいただきまして、2回、3回検討する中で、本人同意を得られた方のみ提供していきますということで、市の方が姿勢を後退させたような経緯がございます。それについて、対象者全員が載っていないければ、本当の意味での災害時要援護者台帳にならないのではないかというのは、地元の方からご意見をいただいて、市民安全課の方で苦慮しているというのは聞いております。そのような経緯から、ご本人からご要望のあった方のみを載せております。

A 委員 町内によっては、台帳を金庫に鍵をかけてしまっているというのですね。それだと、本当に災害が起きたときに使えないのですよね。そういう問題が時々出るんですよ。絶対に他の人たちの目に触れてはいけないということで金庫にしまって町内で何人かの

人しか開け方がわからないというのではね、守秘義務というのも大事ですけど、そこがいつも問題になるんです。

会長 台帳に記載されている個人は、個人情報保護条例第7条第3項の「本人以外から収集してよい」という部分の第4号の「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。」を膨らましてね、これでやりますかということにはならないのですかね。

事務局 この部分というのは、災害が実際に起きたときには、同意を得ないで情報を提供してよいというもので、他の自治体でも問題になっている部分ですが、現段階では、事前に提供してよいという解釈はできないとして、同意を得て運用している状況です。

B委員 それだと緊急時に使えないということなのですよ。

会長 この条項の解釈を広げるということも考えられますよね。この場合やむをえないでしょう。私だけ救済していただかなくて結構ですという人も、いてもおかしくはないですけど、実際に災害が起こったときに、その人を選び分けている余裕は無い訳ですよ。ですから、全部見せざるを得ないという説明でね。もし、本人同意があるないというところになるならば、この台帳でやれる部分をやってくださいというしかないのではないのでしょうか。

災害はいつ来るかわかりませんからね。

まあ、これは解釈の話ですから考えていただいて、私の一意見に過ぎませんのでね。

では、どうしますかね。表4の類型7の案を示していただきましたが、民生委員に類しない人に提供する場合はこれに入らないとすると、類型8を更に加えますか。民生委員に類しない自治会長や、地域包括支援センターへの提供としてね。

地域包括支援センターは、守秘義務は課せられていますか。

事務局 はい。守秘義務が課せられています。

会長 社会福祉協議会も守秘義務が課せられていますか。

事務局 社協もそうです。

会長 そうすると、類型8を作らなくても、類型7で民生委員、児童委員等とするということでも良いかもしれない。民生委員、児童委

		員とは、フラットではないですね。
B	委員	審議会の意見の類型の中には入れる。あくまで審議会を通さなければいけないというわけですね。類型の中に含まれたほうが自治会長、町内会長は安心できますよね。審議会でOKを貰っていますと言えますから。
会	長	そのあたりは、また詰めていくということによろしいでしょうか。他の部分については、いかがでしょうか。 表2の類型ですが、「市民への情報提供及び市民からの意識調査を目的として、資料、アンケート用紙その他の書類を送付するため、当該資料の送付の目的に必要な範囲内」あるいは「送付目的に必要な範囲内」としたらどうですか。
事	務局	わかりました。
会	長	それから、抽出は住民基本台帳からだけでいいのですか。市税の台帳とかはないでしょうか。税台帳は、法的に利用できませんか。
事	務局	税については、税法上、個人情報以上に縛りがありますので利用することはないと思われます。逆に登記情報は、公にされています。 外国人は、住民基本台帳に含まれていないということですので外国人登録原票を加えたいと思います。
会	長	住民基本台帳等では、駄目でしょうかね。
事	務局	法律の施行期日未定ですけれども、外国人登録原票を住民基本台帳制度に一本化する法案は、すでに交付されています。
会	長	では、これはいいですかね。読み替えればいいかもしれないから、このままとしましょうか。 その他にありますか。 それでは、次回にこれをまとめるということで、よろしいですか。また、関連する他の類型についても見直して、できれば事前に提案をして、次回の審議会で検討して、よい類型にしていきたいと思えます。

会 長 | 平成21年度第2回個人情報保護審議会の議事要録（案）について指摘がありましたらお願いします。

⇒特になし。

委員各位

○まとめ

平成21年度第2回個人情報保護審議会の議事要録（案）について承認する。

(4) その他

次回の会議は、平成22年1月13日に開催する予定です。